

さんさん会 会則（案）

（名称）

第一条 本会の名称は「さんさん会」とします。

（目的）

第二条 地域社会で、心豊かに生活がおくれるよう、『地域での仲間づくり活動』、『活動の場所探し』、『地域活動の実践』等に取り組むことを目的にします。

（活動内容）

- 第三条 ① 目的を達成する為に、会員相互の情報交換、セミナーの開催、施設見学、イベントへの参加、近隣の地域探索、ボランティア活動、美食探訪などを行います
- ② 有志の会員が集い、趣味・スポーツ・学習・事業等で各種の分科会活動をおこない、会及び会員の活性化につなげ、大人の『たまり場』、『学び舎』をめざします。
- ③ 麻生市民交流館「やまゆり」の運営・活動について支援活動を行います。

（入会資格）

- 第四条 ① 原則として麻生区及び周辺に在住し、本会の目的に賛同する方とします。
- ② ①の条件を満足し、運営委員会の承認をえられる方とします。

（会合）

- 第五条 ① 第三条①は毎月1回（第2日曜日）の開催を原則とします。（これを例会と呼びます）活動内容、日時、場所は運営委員会で決め、会員に連絡します。
- ② 第三条②は随時の開催とします。

（運営）

- 第六条 ① 運営は運営委員会で企画し、会員全員であたります。
- ② 総会は年1回（4月）に開催し、運営委員数名（会長1名、副会長1名、庶務3名、会計1名）と会計監査を選出します。
- ③ 運営委員の任期は原則1年とし、あらかじめ定められた各グループより後任者を推薦します。前年度の委員は運営委員会に参加し、新年度の委員をサポートすることとします。したがって、会員は運営委員を必ず担当することとなります。
- ④ 例会の運営費用として、年会費一人2,000円とします。なお、年度後半に入会した会員の会費は、半額の1,000円とします。ただし、一度納入した会費は返還しないものとします。分科会活動は参加者の負担にて実施することとします。会計は4月から翌年の3月までを一期とします。
- ⑤ 退会する場合は、運営委員に連絡することとします。
- ⑥ 上記連絡なく、会費を未納のうえ、6か月連絡ない場合は自動的に退会扱いとする。
- ⑦ 運営委員会をサポートするために、事務局担当者をおくこととします。
- ⑧ HPを活用した展開を促進するために、HP担当者をおくこととします。
- ⑨ 分科会の活動支援として、活動費の補助を行うことも可能とします。

（その他）

第七条 予算、決算、会則の変更、その他の事項は総会または例会で決めることとします。